

様式第三号

法人名 社会医療法人 凌雲会
 所在地 徳島県板野郡藍住町笠木字西野50番地の1

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 4 年 3 月 31 日 現在)

1. 資 産 額	1,990,722 千円
2. 負 債 額	1,938,356 千円
3. 純 資 産 額	52,366 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	789,184
B 固 定 資 産	1,201,538
C 資 産 合 計 (A+B)	1,990,722
D 負 債 合 計	1,938,356
E 純 資 産 (C-D)	52,366

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
 土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式第一号

法人名 社会医療法人 凌雲会
 所在地 徳島県板野郡藍住町笠木字西野50番地の1

※医療法人整理番号

貸借対照表
 (令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	789,184	I 流動負債	582,916
現金及び預金	384,314	買掛金	4,998
事業未収金	333,255	短期借入金	449,654
有価証券	—	未払金	47,613
たな卸資産	16,608	未払費用	28,359
前渡金	296	未払法人税等	130
前払費用	7,684	未払消費税等	4,601
短期貸付金	33,213	前受金	6,403
その他の流動資産	13,812	預り金	195
II 固定資産	1,201,538	前受収益	—
1 有形固定資産	1,072,223	賞与引当金	28,815
建物	863,471	リース債務	12,143
構築物	38,033	II 固定負債	1,355,439
医療用器械備品	6,063	医療機関債	—
その他の器械備品	14,456	長期借入金	1,337,350
車両及び船舶	805	リース債務	18,089
土地	119,149	負債合計	1,938,356
建設仮勘定	—	純資産の部	
リース資産	30,244	科目	金額
2 無形固定資産	9,174	I 積立金	52,366
借地権	6,910	繰越利益積立金	52,366
ソフトウェア	1,676	II 評価・換算差額等	—
その他の無形固定資産	587	その他有価証券評価差額金	—
3 その他の資産	120,140	繰延ヘッジ損益	—
有価証券	2,550	純資産合計	52,366
長期貸付金	—	負債・純資産合計	1,990,722
保有医療機関債	—		
その他長期貸付金	—		
役員等長期貸付金	—		
その他の固定資産	117,590		
資産合計	1,990,722		

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人 凌雲会
所在地 徳島県板野郡藍住町笠木字西野50番地の1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書

(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,810,054
2 事業費用		
(1)事業費	1,808,498	
(2)本部費	—	1,808,498
本来業務事業利益		1,556
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		527,590
2 事業費用		665,813
附帯業務事業損失		△ 138,222
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		—
2 事業費用		—
収益業務事業利益		—
事業損失		△ 136,666
II 事業外収益		
受取利息	16	
その他の事業外収益	112,574	112,590
III 事業外費用		
支払利息	12,843	
その他の事業外費用	607	13,450
經常損失		△ 37,526
IV 特別利益	—	
V 特別損失		—
固定資産除却損	1,109	
その他の特別損失	—	1,109
税引前当期純損失		△ 38,636
法人税・住民税及び事業税		130
当期純損失		△ 38,766

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。